

平成28年度 第4回全体庁議（7月5日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(2) 平成29年度介護予防・日常生活支援総合事業(案)について [保健福祉部]
----	-------	--------------	---

■ 提案・報告の趣旨

平成26年の介護保険法改正により、全国一律の基準により実施する介護予防給付のうち訪問介護と通所介護については、市町村の取り組む地域支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業に移行した。帯広市では平成29年4月開始に向けて検討をすすめてきており、実施内容、今後のスケジュールについて7月20日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1.実施内容(以下の3つを想定)

1)介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス ①介護予防訪問介護(現行のサービスを継続)
- ②訪問型サービスA(緩和した規準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体のサービス)
- ・通所型サービス ①介護予防通所介護(現行のサービスを継続)
- ②通所型サービスA(ア)(入浴・送迎を選択利用できるサービス)
- ③通所型サービスA(イ)(少人数を対象としたサービス)

2)一般介護予防事業

3)介護予防ケアマネジメント

2.介護予防・生活支援サービス事業の対象者

- 1)要支援者(要支援1及び2)
- 2)基本チェックリストによる該当者

3.申請等の窓口

- 1)帯広市介護保険課
- 2)地域包括支援センター

■ 今後のスケジュール

- ・平成28年11月まで 事業所等との意見交換
- ・平成28年 9月 厚生委員会へサービス単価・基準について報告
- ・平成28年11月 事業者説明会
- ・平成29年 1月 事業者公募開始
- 市民向け地域説明会開催
- ・平成29年 3月 広報等による市民周知
- ・平成29年 4月 介護予防・日常生活支援総合事業開始

■ 審議結果

- ・同内容で、7月20日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし